

## 知 事 意 見 ( 要 綱 )

平成 17 年 7 月 15 日

J R 宇野線・本四備讃線輸送改善事業に係る複線化（備中箕島～茶屋町）事業に関する環境影響評価準備書について、関係市町長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

### 記

#### 1 事業計画について

工事計画（工区の区割り、工区ごとの着工時期・工期等）の決定に当たっては、一定地域に係る工事の影響がなるべく短期間で済むよう留意すること。

ただし、工事に際しては、工事用運搬車両の運行ルート分散化等の措置を講じ、環境影響が低減されるよう十分配慮すること。

#### 2 環境影響の低減について

（1）工事中及び供用後において、最も環境影響が懸念される騒音・振動については、発生抑制及び対策に万全を期すこと。

（2）施工時に高い騒音レベルが予測される地域においては、低騒音型建設機械及び騒音に配慮した工法等を積極的に採用し、建設工事に伴う騒音の一層の低減に努めること。

また、やむを得ず夜間に工事を実施する場合には、騒音・振動の発生を抑制し、防音・防振対策を徹底すること。

なお、施工時に環境影響評価結果を超える環境影響が生じた場合には、適宜工事計画等の見直しを行うこと。

（3）供用後においては、必要に応じて防音壁の新たな設置や嵩上げ等の騒音対策について配慮することにより、騒音の低減に努めること。

#### 4 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

## 指 摘 事 項

### 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

#### (1) 大気質

建設機械の稼働及び工事用運搬車両の走行に伴う窒素酸化物（二酸化窒素）に係る環境保全目標として、環境基準を環境保全目標とせず、中央公害対策審議会答申（昭和53年3月）を環境保全目標とした理由を明確に示すこと。

#### (2) 騒音・振動

騒音対策として設置する防音壁については、騒音予測地点を含め、周辺地域への影響が極力低減されるよう設置場所を慎重に検討すること。

また、振動対策として敷設するロングレール及びサンドマットについては、その効果が十分に発揮されるよう、適切に施工すること。

なお、これらの対策について、その効果が持続されるよう維持管理を徹底すること。

#### (3) 水質

濁水流出防止用に設置する沈砂池について、設置場所、規模等の具体的な措置内容を記載するよう検討すること。

周辺水路で濁水が確認された場合に、当該濁水が橋梁工事に伴う濁水によるものか否かを速やかに判別できるよう、チェック体制を整えておくこと。

また、周辺が農地であるため、橋梁工事に伴う濁水が発生した場合の対策を検討しておくこと。

#### (4) 地盤

施工に当たっては、工事区域の地盤を十分に把握しておき、ヒービング現象の発生に注意するとともに、対策についても検討しておくこと。

### 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動植物の文献調査については、本県が定める環境影響評価技術指針の趣旨を踏まえ、専門家の意見を仰いで調査結果を再度整理し、評価書に反映すること。

また、現況調査については、調査結果を再度整理するとともに、調査方法についてもなるべく詳細に記載すること。

なお、貴重種が確認されている場合には、事業が及ぼす影響を適切に評価すること。

各工事実施区域内でさらなる貴重種の現況調査を実施し、生息が確認された場合には、専門家の意見を仰いで適切な保全措置を講じること。

なお、当該調査結果等については、評価書の追加資料として県に報告すること。

オオタカ、ハイタカの飛翔記録については、種の重要性に鑑み、営巣環境の有無に加え、事業実施区域周辺の環境状況を踏まえて記載すること。

### 3 地域の景観の保全

景観法の施行等により、農山漁村等の景観についてもその良好な形成の促進が求められている現状に鑑み、周辺の田園景観との調和に配慮すること。